

わが国の外国人労働者問題：いくつかの論点をめぐって

MORI, Hiromasa / 森, 廣正

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

56

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

315

(終了ページ / End Page)

340

(発行年 / Year)

1989-02-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008494>

わが国の外国人労働者問題

——いくつかの論点をめぐって——

森 廣 正

はじめに

1. 受け入れ問題について
2. ヨーロッパの経験から学ぶべき「教訓」について
3. 不法就労者問題について
4. 「外国人研修生」の意味するもの
5. 労働組合の役割について
6. 「内なる国際化」をめぐって

おわりに

はじめに

日本経済の国際化現象のひとつとして、外国人労働者問題がクローズアップされている。いわゆる外国人労働者問題は、労働力商品化を基本的特質とする資本主義経済体制において不可避免的に生ずる現象であり、戦後日本資本主義がこの問題と無関係であったかのごとき現実それ自体が、日本資本主義の特殊性を示している。しかしながらそれは、ヨーロッパの場合にしても、わが国の場合でも、資本主義社会体制が存続し、発展してゆくためには抱え込まざるを得ない、いわば一国資本主義体制の歴史的経過のなかから生みだされた内部矛盾の一現象に他ならない。

だが、それが具体化する場合、各国資本主義の特質に規定されて、すぐれて一国社会体制内部に起因する場合（たとえば、西ドイツやフランス）と、一国内部の要因が、同時に国際的諸要因と連動して生ずる場合（たとえば、日本）とでは、大きな違いがあると思われる。すなわち、資本蓄積を阻害し、経済成長の障害となる国内労働力不足問題を解消することを直

接的要因とした西ドイツやフランスの場合には、戦後世界経済体制の中で、わが国よりも歴史的に早い時期にこの問題が生み出されたと言うことができる。同時に、このことは、それ——外国人労働者導入問題——が、労働力政策というきわめて限定された枠内で理解され、実施されたが故に、これらの諸国をして、この問題が生み出す多くの付随的諸問題——人権、人種、宗教、差別、住宅、教育、社会保障などのあらゆる社会・生活問題——に苦悩させざるをえなかった。西ドイツやフランスの外国人労働者問題のもつこうした否定的側面のみに眼を向けた場合、これらの国々の示すヨーロッパの経験は、この問題の「失敗例」として強調されざるをえない。

しかしながら、両国における外国人労働者問題を戦後の事例だけに限定しても、これら両国はすでに「30年の歴史的経験」の重さの中で現在に至っているものであり、それぞれの国や社会体制のあり方を模索し、一定の方向を見い出しつつあると言うことができる。

ところで、わが国の場合、戦後40年間、資本蓄積に必要な労働力は、国内労働力移動政策（農業をはじめ、その他商工業自営業者層の賃金労働者化政策）によって処理されてきたことは周知のとおりである。だが、資本蓄積の世界的規模での展開と、その一環としての戦後日本資本主義の高度成長およびその終焉以降の持続的経済発展は、いわゆる「多国籍企業」という名のもとでの経済侵略の国際的展開を不可欠とし、その結果、いわゆる南北問題、第三世界の問題を顕在化させるに至った。今日のわが国の外国人労働者問題は、東南アジア諸国における膨大な貧困層の形成、わが国とこれら諸国との賃金格差、国内企業の外国人労働力に対する需要などを直接的契機としているとはいえ、より根本的には、資本主義経済体制が生み出した世界的規模における格差構造の形成を背景としている。

一般に「人的鎖国体制」とも言われるわが国の戦後社会体制の「閉鎖状態」に対して、外国人労働者問題のもつ意味は大きい。このことが、その受け入れ問題をめぐる論争のなかで、一方を鎖国派、他方を開国派として峻別したり、わが国の国内労働市場の開放を「第三の開国」とまで言わし

めることになる。いわゆる「単一民族国家」体制のもとに構築されてきたわが国の戦後社会体制そのものが、経済の論理から促迫される外国人労働者問題によって揺らぎ始めたといっても過言ではない。こうした意味で、外国人労働者問題とは、ひとつの経済現象にとどまるものではなく、彼らを受け入れる資本主義諸国にとっては、その国の国家体制、社会体制のあり方をも問う重さをもっている。

1987年3月の法務省のプロジェクトチームの提言、12月の労働省の「外国人労働者問題研究会」の発足と1988年3月の「報告」発表、それと相前後しての法務省の「受け入れ範囲の見直しと『入管法』改正案」の発表など、抽象論に陥っていると批判されてもいる87年の「開国か鎖国か」をめぐる論争以降、政府・財界・労働団体・支援団体や研究者の報告や提言など、外国人労働者問題をめぐる多くの論点が公表されて今日に至っている。

本稿は、いくつかの論点を整理しながら、問題点の所在を明らかにし、わが国における受け入れのあり方を考察することにした¹⁾。

1. 受け入れ問題について

わが国の外国人労働者問題は、外国人の国内での就業を原則として禁止している現行法体制のもとで、外国人労働者を受け入れるのかいなか、受け入れるのであれば、職種や職業能力などの点でどの範囲までか、また受け入れ体制のあり方はどうあるべきかという点から出発した。同時にマスコミ界は、1987年来、こぞって不法就労外国人労働者の国内における就労実態、彼らの劣悪な労働・生活条件や住宅問題、労働災害の状況や犯罪、あるいはいわゆる「じゃばゆきさん」から不法就労男子労働者の入国に至るヤミルートが存在や暴力団をはじめとする悪質なブローカーの介在などを取材・報道するとともに、政府部内や財界、学者・研究者の受け入れ問題をめぐる動向や見解を紹介してきている。こうした状況は、それが、わが国の将来ありうべき「国際化社会体制」のあり方を決定づける問題であることを示している。多くの見解の相違にもかかわらず、87年来の経過を

通じて、少くとも、外国人労働者の受け入れは、今日のわが国が置かれている国際的条件のもとでは避けることができないという点では一致してきている。

だが、問題はここから始まる。すなわち、その受け入れを否定して「人的鎖国体制」を堅持すべきであるという意見や、受け入れ体制のあり方を考慮することなく無条件的な開放を主張する意見を論外とするならば、外国人労働者の受け入れ問題をめぐってなお多くの異なった見解に分かれているのが現実である。たとえば、受け入れの基本問題をめぐっては、外国人労働者に国内労働市場を開放することを原則³⁾としたうえでの数量や職種、さらには時間的幅を設けるなどの制限策をとる考え方と、あくまでも現在の原則禁止体制を前提としたうえで諸状況を考慮しながら段階的に規制を緩和する政策をとる考え方³⁾に大別することができる。だが実際には、こうした基本問題に触れることなく、受け入れ範囲をめぐって多くの見解が表示され、このことが問題の所在を複雑にし、また不鮮明にもしている。

受け入れ範囲をめぐる見解の違いは、専門的技術者や技能労働者などの熟練労働者層に限定すべきか⁴⁾、それとも受け入れ範囲に枠を設けるべきではないかのふたつの考え方を対極にして、前者の理解に偏りながらもなお一定の職種（この場合には、必ずしも熟練労働者のみに限定されるとは限らないが）を明確にすべきであるとか、中間的階層＝高等教育卒業程度まで許容すべきであるという見解などが示されている。受け入れの範囲をめぐるふたつの考え方の分岐点は、不熟練労働者層（いわゆる単純労働者）の受け入れを認めるべきかいなかという点である。同時にこのことは、受け入れ体制の基本問題である「原則禁止」、「原則開放」の分岐点でもあるだけでなく、わが国が本来的な外国人労働者受け入れ体制へ転換するかどうかを決定づけるが故に、「積極論」と「消極論」の対立として処理されているのが実体である⁵⁾。

以上で明らかなように、「わが国は外国人労働者を受け入れるべきか、いなか」という論点は、「受け入れは避けられない」という認識へ、そし

て受け入れ範囲や体制のあり方に関しては多くの見解の相違を残しながらも、受け入れ体制をめぐる政策レベルへと問題の焦点は移行しつつあるのが現時点（1988年11月）でのわが国の外国人労働者受け入れ問題であると思われる。

さしあたり、88年8月に発行された昭和63年版『経済白書』を手がかりとして、現段階における政府の方針をみることにしよう。そこでは、就労を目的とする在留外国人の増加と就労機会や高賃金にひかれて国内で不法に就労する単純労働者が増加しているという客観的事実を指摘したうえで、西欧の経験から二つの問題を抽出できるとして、第一に、社会的に長期にわたる費用を考慮したうえで受け入れの可否を判断せざるをえないこと、第二に不況期には失業の輸出を生み出さざるをえないことを掲げている。さらに途上国からの労働力流出は、その国の発展を阻害する恐れがあること、また国内的に日本の国内労働者の雇用の不安定化、労働条件の引き下げ、国内企業の低賃金労働力への安易な依存による生産性向上意欲の低下と技術革新への阻害等の要因になりうる点を掲げる⁶⁾。以上を前提として、『白書』では、「専門的な技術、技能を有する外国人労働者の受け入れについては拡大することも可能であるが、単純労働者の受け入れの自由化を図ることは社会的に好ましくない結果をもたらす」として否定し、「したがって、専門的な技術、技能を有する外国人については、可能な限り受け入れる方向で対処するとともに、その範囲を明確化するなどにより、制度の一層の透明化を図る」⁷⁾と結論づけている。それは、法務省の「入管法」改正の動きや労働省の先の研究会報告の内容を要約したものと言えるであろう。

ところで、労働省は、88年5月に「外国人労働者問題に関する調査検討のための懇談会」（略称「調査会」）を新たに設置し、以降5回の懇談会を経て、9月26日には「意見の中間的整理について」を発表している。この調査会の検討事項は、(1)外国人労働者の受け入れに伴う影響と問題点、(2)受け入れを行う範囲、基準等、(3)受け入れに関する制度整備、(4)本問題に

関する国民的コンセンサスの形成の方策の4点であり、「中間的整理について」では、受け入れ体制を整備し、その具体的な対策の実施が緊急の課題であるとしている⁸⁾。だが、「いわゆる単純労働力（不熟練労働力）については、外国からの供給圧力が高く、労働市場の状況からみて国内の労働条件等に悪影響を及ぼすおそれがあるので、受け入れを行うべきではない」⁹⁾として、これまでの方針を踏襲している。他方、研修生としての外国人の受け入れに積極的に取り組んでゆく姿勢が示されている。

2. ヨーロッパの経験から学ぶべき「教訓」について

外国人労働者受け入れに関連する論点のひとつに、欧米、とくにヨーロッパの経験から何を学ぶべきかという点がある。すでに30年以上にわたって外国人労働者の国内就業を経験しているこれらの諸国から学ぶべき点は多い。わが国での外国人就労を重視する日本建設業団体連合会や東京商工会議所は、1988年に入ってから相次いでヨーロッパに調査団を派遣している。あるいは、さきの労働省の研究会報告書でも、「外国人労働者問題に関する対応の『国際相場』を捉え、我が国における問題解決のための議論の基礎とした」¹⁰⁾と述べ、「諸外国における外国人労働者受入れの実態」という独自の章を設けている。88年2月に発行された昭和63年版『海外労働白書』は、副題として「回復する世界経済と雇用／外国人労働者問題」を付し、諸外国におけるその実態と問題点などを明らかにした。そこでは、「外国人労働者受入れの経済社会的影響」を次のようにまとめている。すなわち、外国人労働者の受け入れは、「代替される可能性のある国内労働者の賃金水準の低下」、「競合する国内労働者に失業が発生する可能性」があり、また「低賃金が温存される可能性があること」、さらに、外国人労働者の特定業種への就労の集中は、彼らの高い失業の可能性をもたらすこと、特定地域へ集中しての居住がスラム街を形成しうること、二世増加に伴う教育問題、高い労働災害率、社会保障支出費の増加、地域社会との摩擦による差別・偏見などを生み出すこと、などである¹¹⁾。

日建連の欧州調査団の報告では、以下のような九つの問題点が掲げられている。「(1)わが国建設労働者の賃金低下、(2)底辺労働者は外国人、という差別化の進行と建設業のイメージダウン、(3)ブローカーによるヤミ労働の横行、(4)専門技術・技能職への進出によるわが国労働者の失業、(5)外国人労働者の待遇改善の要求と、新たな国際摩擦の可能性、(6)不況時の外国人労働者の高率な失業増大（社会不安につながる）、(7)言語、住宅、教育、社会保障、職業訓練、宗教等権利の保障、(8)滞在年数の長期化・定住化、(9)帰国政策の促進の困難さ」などである¹²⁾。

国内に多くの外国人労働者・居住者を抱えているヨーロッパ諸国が、一般にここに指摘されているような多くの問題点に直面していることは疑いえない。だが、それらの諸問題すべてが外国人労働者の受け入れとともに不可避免的に生ずると簡単に結論づけることができるであろうか。われわれには、これらの問題点の多くは、自国の経済発展のみに眼を奪われ、外国人労働者の導入を「労働力商品」の導入面だけに限定し、したがって長期的視野のもとでの適切な受け入れ体制、対応策を怠ってきたことの結果であると思われる。ヨーロッパの事例にみられるこれらの否定的側面は、その多くが発展途上国からのいわゆる不熟練労働者とその家族の受け入れにともなって生じている現象であるため、わが国では、さきの政府の現段階の方針にみられるような「単純労働者の受け入れは行なわない」という内容を引き出している。しかし、これらの否定的側面だけを強調して、受け入れるべき外国人労働者を差別・選別することが、将来のわが国社会の「内なる国際化」のあり方を考え、いわゆる不熟練労働者層を供給しうる諸国との国際的關係、これらの国々や国民に対するわが国の国民の間に根強い排外主義、優越感、差別意識の状況を考える時、避けることのできない外国人労働者受け入れに遭遇しているわが国が取るべき政策と云いうるであろうか。国籍や人種の違いがあっても、熟練・不熟練などの違いはあっても、すべての外国人労働者の就労やその家族の居住は、受け入れた国の経済活動、経済発展を直接的に担うと同時に、彼らの納税は、国家財政、

地方財政を支え、消費生活は、その国の需要を支えているという事実が見落されてはならない。

1973年の石油危機を契機として、西ドイツ、フランスをはじめ、ヨーロッパ各国はEC域外第三国からの外国人労働者の受け入れを停止するか、厳しく制限する政策をとったまま今日に至っている。こうした側面だけをとり出すならば、それをある意味では「国際相場」として理解することも可能である。だがそうした理解には、歴史的経過とその結果としての現状から眼を逸らしているという重大な欠陥があると思われる。ちなみに、ヨーロッパ諸国とわが国との外国人労働者・居住者の動向を比較してみよう。たとえば、外国人居住者数がその国の人口に占める比率は、スイス14.6%、ベルギー9%、西ドイツ7.2%、フランス6.8%、スウェーデン4.6%に対して、わが国のそれはわずかに0.7%でしかない。外国人労働者数は、西ドイツは159万人（就労者数比7.9%）、フランスは166万人（同6.8%）であるのに対し、わが国のそれは比較するに足る値がないといっても過言ではない。他方、ヨーロッパではEC域内労働移動は、すでに1968年には基本的に自由化され、域内労働者の職業選択・移動の自由が確保されている。さらに、スウェーデンやオランダをはじめとしてヨーロッパのいくつかの国では、外国人労働者・居住者には国政レベルはともかく、地方自治体レベルでの選挙権・被選挙権が与えられている。それに対して、戦後40年以上を経過した今日もなお、わが国の外国人労働者・居住者の圧倒的多数を占める在日韓国・朝鮮人の場合、就職差別や指紋押捺の強制などの人権侵害はあっても、こうした点は問題視すらされていない。これらのいくつかの点だけを見ても、わが国の現状が、外国人労働者とそれに関連する今日の国際化状況（「国際相場」）からいかに立ち遅れているかが明白である。

以上で明らかなように、ヨーロッパの経験からいかなる教訓を引き出すかどうかは、わが国の今後の外国人労働者問題を考える場合きわめて重要な意味をもっている。ヨーロッパの現状のマイナス面だけを取り上げ、それらを不可避的現象として固定的にとらえ、それらを避けることを前提と

するならば、わが国の外国人労働者政策は、長期にわたる国際的な歴史的経過に逆行するものになる危険性をも孕まざるを得ないと言えるであろう。

3. 不法就労者問題について

わが国経済の国際化にともなう外国人の国内での就労は、現行法体制と矛盾するにもかかわらず増加傾向にある。その際、専門的技術者や技能労働者に対しては国内企業の需要があるとはいえ、これらの外国人労働者がわが国の外国人労働者総数に占める割合はほんの一握りの欧米系外国人労働者でしかなく、数のうえでも、また現実の労働・生活状態の面でも解消されるべき多くの課題を提起しているのは圧倒的多数を占めているアジア系外国人労働者である。しかもその大部分が不法就労状態のもとに放置されていることは、すでに明らかとなっている。たとえば、前者は約6千人でしかなく、賃金や労働条件、住宅条件は日本人従業員と同水準、またはそれ以上に優遇されているのに対し、後者は、資格外活動などで摘発された数だけでも、1983年2,339人、1985年5,629人、1987年11,307人、さらに1988年には上半期のみで7,196人（うち男性は、4,197人）にのぼり（表1、および図1、参照）、1988年度の年間摘発者総数は、過去最高であった昨年を上回ることが確実視されている。さらに、統計には表われない潜在的不法就労外国人の数は少なくみても7万人から10万人を下回らないと言われている。

駒井 洋氏は、さきの政府の方針を、第一に、「非熟練労働力の流入の論理にたいする認識が足りないこと」、第二に、「すでに流入している外国人労働者の現状やその置かれている状況にたいする関心がほとんど欠如していること」¹³⁾のふたつの点で批判され、非熟練労働者の流入抑制の困難性と外国人労働者保護の緊急性とを説かれる。

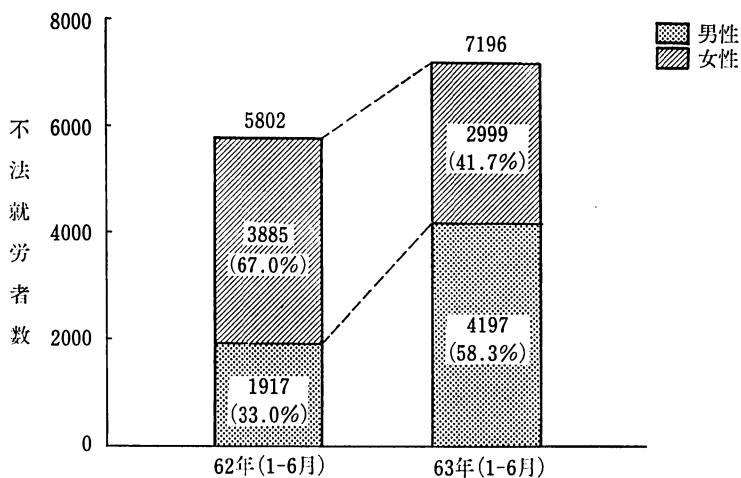
不法就労外国人の急増に対して、法務省はその「防止・取締りの一層の徹底」、「罰則の整備」、「厳格な上陸審査や集中的摘発」、また「事業主・業界団体等に対する指導・啓発の強化」などの対応策の実施、さらには善

表 1 入管法違反事件引渡し・引継ぎ件数の推移

違反事由 \ 年	58	59	60	61	62	うち1 ～6月	63 (1～6月)
総 数	4,768	6,830	7,653	10,573	14,129	7,211	8,903
不 法 入 国	443	513	460	597	542	288	285
不 法 上 陸	59	100	123	124	134	65	67
資 格 外 活 動	823	357	218	349	372	154	410
不 法 残 留 (資格外活動が らみ不法残留)	3,115 (1,516)	5,569 (4,426)	6,592 (5,411)	9,215 (7,782)	12,792 (10,935)	6,567 (5,648)	7,996 (6,786)
刑罰法令違反等	328	291	260	288	289	137	145
うち不法就労	2,339	4,783	5,629	8,131	11,307	5,802	7,196

(注) 不法就労は、資格外活動と資格外活動がらみ不法残留の合計である。(法務省入国管理局)

図 1 不法就労者の性別構成



(法務省入国管理局)

意の雇用主を保護するために就労できる外国人に「就労証明書」を交付することなどを考えている¹⁴⁾。他方、労働省は、不法就労防止措置として雇用主に対する罰則の強化と雇用許可制度の構想を提起した¹⁵⁾。とくに後者の労働省構想に対しては、ただちに法務省からの反論、在日韓国・朝鮮人団体、また産業界からも反対意見が表明され、その後9月に公表されたさきの労働省見解では、検討課題として留保されたまま今日に至っている。

不法就労者問題に関連する政府部内の動きに対する駒井洋氏の批判のひとつの的は、それらが不法就労防止や取締り等の対策を考えているものの、現実に国内に存在する多くの不法就労外国人労働者問題に対する適切な対策が何ら考えられていない点である。

実際に就労し、生活するなかで多くの困難に直面しているいわゆる「不法就労外国人労働者」の保護・救済活動を行なってきたのが、地域の労働組合、地方自治体、民間のボランティア団体などである。たとえば、東京都の国際化問題研究会報告書は、「“入管法”違反で強制送還を繰り返すだけでは問題は解決しない」¹⁶⁾、「既に生じている流入した単純労働力にしばしば加えられている非人間的取り扱いの問題に対して適切な対応をしなければならない」¹⁷⁾と指摘し、将来的には「単純労働力の秩序ある受け入れに進む体制の整備が必要である」¹⁸⁾と述べている。また東京都は、1988年7月には外国人総合相談所を開設している。

1987年5月に発足した通称「カラバオの会」(寿外国人出稼労働者と連帯する会)は、1年間におよぶ日常的な救援活動を通じて、88年7月以降、「不法就労外国人労働者の合法化」への運動を展開するに至っている。その理由について、同会を代表する渡辺英俊氏は、「誕生、死、賃金不払い、病気、ケガ、……ほとんどすべてのケースが非常に困難で思うような解決が出来ない、その理由は何かということ、最大の壁は彼らが法的地位を持たない、不法状態であるということ、警察や入管に捕まればたちまち強制送還されてしまう身分だ、という事です」¹⁹⁾と指摘している。

不法就労外国人労働者の人権擁護・救済活動の動きのなかで、法務省は

1988年8月15日、人権擁護局内に、不法就労外国人として摘発されないことを前提とした外国人のための「人権相談所」を開設している。不法就労外国人労働者の権利擁護・生活援助の運動は、地域労働組合や宗教団体、民間団体から各地方自治体の窓口業務へと徐々に拡大し、またその実質も改善されつつあると言えるであろう²⁰⁾。

鬼東忠則氏は、不法就労者保護の立場から現行法制のもとでの法的問題点を指摘したうえで、保護・救済のための具体的方策として、(1)一定期間の限度で在留を合法化すること、(2)権利救済手続き期間中は適法に在留し就労可能な資格を付与するシステムを設けること、(3)公的機関が外国人労働者に救済受容に関する情報提供システムを設けること、権利侵害を受けた場合の相談機関の設置、職業訓練、語学訓練など特別施策の実施、(4)雇用主への労働関係諸法規の保護が外国人労働者にも及ぶことの周知徹底、(5)外国人労働者の権利保障に関する諸条約の早期批准、などを掲げ、これらの方策の確立が急務であると指摘される²¹⁾。同時にそこでは、多くの外国人労働者の入国が避けられない現状のもとで、単純労働者に対する規制を強化すれば、不法就労者の権利保護はもっと困難になる危険性があり、したがってその受け入れの「合法化に向けた議論がぜひとも必要である」²²⁾という見解が前提とされている。ここには、不法就労であるが故に保護・救済の道を閉ざされている外国人労働者に対する現行法制下でも不可能なくつかの緊急策が具体的に提示されている。

前述のように、不法就労外国人労働者であっても保護・救済されうるものであり、そのための相談所設置も増加しつつある。だが、現行法体制のもとでは、彼らの存在はあくまでも「非合法」であり、したがって公的には正面切って保護救済措置がとられ得ないのが現実であると思われる。その意味では、不法就労外国人労働者の就労にともなう問題の緊急性、すなわち「合法化への方策」を含めてわが国の外国人労働者の受け入れ範囲、体制のあり方が検討されなければならない。

他方、これら不法就労外国人増加の背景には、国家間にまたがるヤミル

ートの存在、暴力団をはじめとする悪質なブローカーの介入による人権無視、賃金不払い、中間搾取などが存在することは一般に知られている。このことは、被害者である「不法就労外国人労働者」を取締りの対象として摘発・強制送還するだけでは、問題を解決できないことを意味している。現体制のもとでも可能なこの問題に対する適切な対応策は、こうしたヤミルート、ブローカーの介入を取り除くことであり、そのためには、必要に応じて国家間の情報交換・協力体制を確立し、また国内的には、法務・労働両省間だけでなくその他の関連省庁が「外国人労働者の保護・救済の立場」のもとで協力する体制を確立し、必要な措置を講じることである。

4. 「外国人研修生」の意味するもの

1987年5月、山本繁緯氏は、わが国と東南アジア諸国との所得格差がある限り、いわゆる単純労働者にも国内労働市場を開放することは避けられない、また労働力の国際的移動は世界全体の生産や所得を増加させるものであると肯定したうえで、提供国にとっても受け入れ国にとっても有利な方策として「研修制度」の導入による「日本型労働市場開放計画」を提起された²³⁾。あるいは、単純労働者の受け入れに対して一貫して否定的見解を吐露されている島田晴雄氏は、アジア諸国に対して「大規模な教育訓練プログラム」を展開し、わが国が『ワールド・トレーニング・センター』として世界に貢献すべきであると提言している²⁴⁾。いわゆる「単純労働者」の受け入れの是非をめぐる議論のなかで、その具体的形態はともかくとして、何らかの形の研修制度の導入を解く人々も多い²⁵⁾。

もちろんわれわれは、いわゆる「研修制度」が、ここに指摘されているように「相方の国にとって有益であり」、「人材育成による途上国の経済発展に寄与」し、「世界に貢献する」限りにおいて、これを否定するものではない。だが、安易な「研修制度」の実施に対しては、以下の点においていくつかの危惧を抱かざるを得ない。

わが国は、かつて1970年代の初め、この「研修制度」の名のもとに東南

アジア諸国から低賃金労働力を国内に導入して利用した経験をもっている。それは、当時社会的に批判され、また国内からの反対運動もあって姿を消したことは記憶に新しい。だが、外国人労働者受け入れ問題が問われている今日、同じような事態が再び生じている。たとえば、1988年2月、長野県下の工場に導入された34名のスリランカ女子労働者は、5カ月間滞在しても日本語は話せず、1カ月の手当は小遣いとして5千円だけ、日曜も出勤し連日単純な作業の繰り返し、宿舎は古ぼけた農家で十分な暖房設備もなく病気で寝込む者も多い、という悲惨な状態²⁶⁾であった。彼女たちの入国は「研修ビザ」であった。あるいは、この5年間にその数が3倍近くに増加しているタイ人「研修生」の場合でも、長時間の深夜労働、1日2千円程度の低賃金などの実態が明らかにされている。いわゆる「研修制度」の名のもとに、すでに15年以上も前に生じた事柄が再びくり返されているのが現状である。しかもこの制度のもとでの「外国人労働者」は、「不法就労外国人労働者」であっても適用されるわが国労働関係法規の適用対象外であり、その結果ここにみられるように、しばしば最低賃金以下の「研修手当」しか支払われず、長時間労働やその他の劣悪な状態のもとに放置されることが多い。

第二に、「研修制度」が、外国人労働者の受け入れ問題で焦眉の課題となっているいわゆる「単純労働者」受け入れの代替案として出されていることに対する危惧である。言い換えれば、ともに外国人の入国、そして労働・生活という側面だけを見るならば似通った現象であるとはいえ、「外国人労働者受け入れ」と「外国人研修生受け入れ」との本来的な違いが明確に意識されず、むしろ同一視されていることに対する危惧である。問題は、「労働者」と「研修生」との違いにある。後者は、労働関係法規の適用外にあり、したがって彼らの状態は受け入れる企業主に一方的に依存し、すでに指摘したような野放し状態に置かれる可能性がある。さらに、「研修生」は「契約期間(滞在期間)」、「労働環境」、「生活環境」などのあらゆる面で一定の制約下に置かれているのであって、およそ「外国人労働者」

に代替できる者ではない。逆に言えば、こうした質的な違いを明確に意識することなく「研修生」をもって「外国人労働者」に代替させるならば、そこには本来的な無理が生じ、外国人労働者の受け入れに伴なって生じうる多くの問題点に対して適切な対応策をとることを不可能にし、ひいてはしばしば引き合いに出される西欧の「失敗例」をわが国が将来甘受せざるを得ない事態を引き起す可能性がある。敢えて言うならば、「研修生制度」は「人材育成」といういわば「労働力政策」の一環なのであって、それをもって「外国人労働者政策」に代えることは不可能であること、この点が明示されなければならない。

労働省は、すでに1989年度から「外国人基礎技能研修制度」を発足させ、500人の枠で外国人研修生（導入訓練3カ月、基礎技能訓練6カ月）を受け入れること、さらに将来は受け入れ枠を拡大する方針であることを明らかにしている。業界まかせでなく、政府機関が介在しての制度である限り、第一の危惧は徒労とも思われる。

だが長期的視野でみるならば、こうした制度も以下のような問題点を生ずる可能性がある。わが国の政府開発援助（ODA）は、円高の影響もあって昭和63年度には世界第一位の金額に達すると言われている。だが、旧来ともすれば、わが国のこうした援助は開発途上国の発展にとってマイナスの作用を及ぼし、したがって今後はその質的な改善が大きな課題であるとも言われている。「外国人研修制度」も、その運営のあり方次第では同様の結果をもたらす危険性がある。開発途上国の経済発展のための「人材育成」である限り、「研修内容」は、あくまでも途上国の発展段階に適応した技術・技能の習得でなければならず、また研修期間終了後は早急に帰国し、帰国後ただちにその国の経済に寄与できるものでなければならない。とすれば、たんに途上国の「労働力」をその国の諸状況と切り離しての「研修」であったならば、結果的には、「研修」という名のもとでの途上国からの「労働力」の国内労働力不足補充策へと転化しかねない。さらに、「研修」終了後もわが国に留まって就労するならば、この時点で彼らは「外

「国内労働力」から「外国人労働者」へ転化したのであり、事態は全く異なった様相を呈することになる。それは、場合によっては、わが国は途上国の「良質な労働力」を国内生産活動に利用することになり、それは同時に「研修制度」の本来的な目的である「開発援助」から完全に逸脱し、途上国の経済発展に対して新たな障害（熟練労働力不足）を生み出し、新たな国際摩擦を引き起こすことにもなりうる。

5. 労働組合の役割について

外国人労働者問題を考察する際、労働組合の果たす役割を欠かすことができない。なぜならば、外国人労働者を受け入れている国の労働組合が彼らに対していかなる立場に立ち、いかなる政策をもって、どのような運動を展開しうるかいなかは、職場（企業内）における外国人労働者の位置を規定するだけでなく、彼らの経済的状态、さらには社会生活状態や政治的諸権利をも規定するといっても過言ではないからである。

外国人労働者は、国内労働者の賃金水準を引き下げる者であるとか、失業の増大によって国内労働者の社会的地位を脅やかす者であるといった議論は、歴史的にも絶えず繰り返されてきている。たとえば、19世紀後半のアイルランド人移民に対するイギリス本国労働者の場合、20世紀前半のアメリカでは新移民に対する旧移民の敵対的立場、また今日ではヒスパニック系移民に対する白人系アメリカ人の運動などであり、戦後初期の段階における西ドイツの労働組合の外国人労働者に対する立場も、消極的な形態をとったとはいえ、本来的には同質のものであったと思われる。

だが、1960年代の外国人労働者の数の増加とともに開始された労働組合への組織化、相談機関の設置、情報活動やその他の援助活動を経て、中心的ナショナル・センターであるドイツ労働総同盟（DGB）の外国人労働者政策は、1971年の歴史的文書とも言える『西ドイツ労働組合と外国人労働者』の後、大きく転換し、今日に至っている²⁷⁾。

わが国では、「総評」が1988年2月に、また「連合」（全日本民間労働組

合連合会)は3月に、外国人労働者問題に対する基本的立場、政策課題、政府に対する要求項目などを明らかにしている。この両組織は、さきに触れた労働省のいわゆる「調査会」(「外国人労働者問題に関する調査検討のための懇談会」)にもそれぞれの代表を送り込んでいる。したがって、「調査会」が9月に発表した「意見の中間的整理について」の内容には、これら労働組合の意向が一定程度反映されているものと思われる。たとえばそれは、結果的には「国内の労働者に悪影響を与えたり、劣悪な労働条件下での外国人の使用等により労働市場の秩序の混乱、ひいては経済・雇用構造の改善の遅れを招くような受け入れは行うべきでない」、「いわゆる単純労働力(不熟練労働力)については、外国からの供給圧力が高く、労働市場の状況からみて国内の労働条件に悪影響を及ぼすおそれがあるので、受け入れを行うべきではない」²⁸⁾という点に現われているように思われる。

すでに「不法就労者問題」の項で触れたように、実際に就労し、生活している外国人労働者との接点から、地域労働組合、宗教団体、民間団体によるさまざまな運動が発展しつつある。いわゆる「じゃばゆきさん」問題に早くから取り組んでいる「アジアからの出稼ぎ女性の駆け込みセンター」(HELP)の運動、地域労働組合の電話による労働相談の取り組み、あるいは、アジアの労働者との交流を深める運動も強化されつつある²⁹⁾。

問題は、このような現状のなかで、わが国の労働組合が果すべき役割が問われていることにある。西ドイツ労働組合が、1970年代以降、その政策を大きく転換させた背景には、外国人労働者の労働・生活条件の改善と権利の擁護・強化・拡大なくしては西ドイツ労働者のそれらすべての側面を擁護し、発展させることは不可能であるという事実認識があった。

労働組合が、国内外外国人労働者の実態を調査したり、さまざまな援助・支援活動を展開することは全くの自由である。あるいは、ヨーロッパへ独自の調査団を派遣し、ヨーロッパ各国の労働組合の外国人労働者政策や運動の現状等々を学び、それをわが国の現状の中で生かしてゆく運動に取り組むこと、労働組合の立場からアジア諸国に調査団等を派遣してわが国に

における外国人労働者問題の根源や背景を国際的視点から理解し、それを日本国内で広げる運動など、労働組合がこの問題でただちに取り組むべき課題は多い。あるいは、総評東地域合同労働組合「ユニオンひろ」や、「アジア女子労働者交流センター」の運動にみられるような、アジアの国々の労働者との交流、協同行動をどのように発展させることができるかどうかは、国際労働運動領域でのわが国の労働組合の将来を決定づけるものと思われる。

いわゆる「国際化」時代といわれる現状のもとで、外国人労働者問題におけるわが国の社会的後進性は、この面で最も前進的・先見的であることが可能な労働組合による具体的政策の提起と実施という点における遅れを生み出している。言葉を換えて言えば、この問題で最も国際的立場をとりうるわが国の労働組合が、理念的には別としても、具体的な課題を提起し、問題の解決を見通し、それへ向けて運動を展開するという労働組合が本来果たすべき役割の面で立ち遅れていると言わざるを得ない。

6. 「内なる国際化」をめぐる

いわゆる外国人労働者問題は、労働力商品の国際的移動によって生み出される。それは、商品一般とは異なる労働力商品の本来的性格に規定されて、基本的人権を備えた「人間」の移動であると同時に、人種・民族・宗教・国籍・文化・生活習慣を異にする「人間」の移動に他ならない。ここから、外国人労働者問題が孕む複雑性、多様性にもとづくさまざまな困難が生ずる。資本主義各国経済の不均等発展によって生み出されるとはいえ、それが生みだす多くの問題は、経済の論理だけでは解消できるものではない。したがって、この問題を、たんなる労働力政策や労働市場論的視点から考察し、解決するという方法にはおのずから限界がある。ヨーロッパにおける歴史的経験は、このことを明らかにしている。

外国人労働者の国内での就労は、長期的には、政治、経済、教育、文化などのあらゆる社会生活領域における問題へと波及せざるを得ない。した

がって、外国人労働者を受け入れることは、その国の社会のあり方、国際化のあり方が問われざるを得ない。

游 仲勲氏は、わが国は外国人労働者の国内への流入を阻止できないし、また拒否もできない。それ故、現在は、受け入れるべきかどうかを議論しているような時ではなく、外国人労働者と共存するための具体策を考える段階であることを強調している。そこでは、アジアの途上国からの外国人労働者の受け入れが前提とされている³⁰⁾。大沼保昭氏は、外国人労働者を受け入れるか否かの問題は、「国際社会における日本のあり方の長期的な展望に立って考察されなければならない」³¹⁾と主張され、とくに「開国論」、「鎖国論」双方の問題点を批判的に考察される。同氏は、積極的受け入れの立場にも、また受け入れ拒否の立場にも立たないとされたうえで、「細心かつ漸進的な外国人の受け入れが必要」³²⁾であり、この問題でわが国に残された道は、それによって「多民族社会」へと脱皮してゆくことであり、そのための努力と施策の積み重ねが必要である、と説かれる³³⁾。われわれは、同様の論旨を、最近の宮島 喬氏の論文からも知ることができる³⁴⁾。

われわれは、外国人労働者の受け入れ問題に関して、多くの論者を画一的に区別するつもりはないが、これまで紹介してきた人々の論旨は、外国人労働者とともに生きる社会（「共生」）、ありうべき「多民族社会」を長期的に展望し、それに応じた受け入れ方法、体制、具体的政策への取り組みが必要であると理解することができるであろう。

他方、外国人労働者受け入れに関して、これらの人々と異なった立場に立ちながら、同じように長期的視野からこの問題を考察しなければならないとして移民政策論的視点の重要性が指摘されている。たとえば、桑原靖夫氏は、アメリカ、オーストラリアの移民政策の動きを紹介され、わが国の外国人労働者論議には移民政策的視点が欠けていることを指摘される。同氏は、外国人労働者は「移民」の中心を構成するものであり、「移民政策とその実行は、『明日の国民』を選ぶ過程」³⁵⁾であると述べられる。あるいは、花見 忠氏は「筆者は外国人労働者を長期にわたって移民として受

け入れるべきだと主張しているのではない」と断ったうえで、なおかつこの問題を「移民政策として把握すること」は、第一に「労働政策だけでなく、社会保障一般、教育、保健、衛生、環境、治安など、外国人労働者の社会への定着（インテグレーション）に伴う広範な社会問題まで政策配慮の対象になること」、第二に「国家・社会または文化のあり方の基本にかかわるものとしてとらえられ」という利点があると述べられる。同氏は、外国人労働者問題は、人口、労働、外交などを配慮した長期的視野のもとでの総合政策的観点からの検討と処理が必要であると説かれる³⁶⁾。

これらの論点に共通する事柄は、外国人労働者問題が、たんなる「労働力の移動」ではなく「人間」の移動であり、したがってそれは決して労働問題に留まるものではなく、家族の合流、定住化による外国人居住者の増加によって人権、住宅、社会保障、教育、その他のあらゆる社会・生活上の諸問題につながることで、同時にこのことは、国内労働者とその家族、したがって広く日本国民の外国人居住者に対する差別・偏見・蔑視を増幅する危険性のあることを配慮しなければならないという点にある。その際、外国人労働者の受け入れにともなうわが国社会のあり方をどのように想定するかが、外国人労働者問題に対するひとつひとつの具体的な政策を左右してゆくように思われる。

あえて単純化して言うならば、今日の外国人労働者問題をいわゆる「単一民族国家の神話」のワク内で処理していこうとするのか、それとも「多民族国家」へ転換するなかで解消していこうとするのかの違いであろう。後者の考え方に立つ人々は、日本資本主義の歴史的過程の中で生じ、今なお多くの課題・問題のもとに放置されている在日韓国・朝鮮人の存在にしばしば論及されている。だが、前者の立場に立つ人々の場合、その存在に触れられていない点ではほぼ共通していると言えよう。

わが国経済・社会の国際化が叫ばれて久しいが、いわゆる「国際化」とは、「外へ向っての国際化」と「内へ向っての国際化」の両面があることは言うまでもない。周知のように、外国人労働者の就労は、「モノ」や「カ

ネ」の移動と異なり、受け入れ国の「内なる国際化」のあり方を問う問題である。そうであれば、将来ありうるべきわが国社会の国際化（「内なる国際化」）を前提とした個別具体的な対応策が講じられなければならない。

おわりに

小稿では、今日のわが国における外国人労働者に関するいくつかの論点を考察してきた。もちろん、これらの論点は、相互に複雑に絡み合っており、それは、この問題のもつ本来的な性格に帰因している。ひとつひとつの論点に対する見解の違い、対応策の違いは、この問題に対する基本的な立場や視点の違いに基づいていると思われる。

たとえば、それは、「不法就労外国人労働者」問題に対する対応策や解決の方向という点に、あるいは、「内なる国際化」のあり方の解釈の違いなどに現われている。

だが、いかなる立場に立とうとも、基本的に、外国人労働者の就労とそれに伴う諸問題が解決されなければならない（消極的に回避しようとする立場をとる場合においても）という点では一致していると思われる。わが国の外国人労働者問題は、すでに明らかなように、今日の国内的・国際的諸条件のもとで程度の違いはあっても避けることができないという現状を前提とするならば、可能な限り望ましい解決の方向が模索され、具体的な対策が実施されなければならない。

「望ましい解決の方向」を判断するには、この問題でわが国が辿ってきた歴史的経過、わが国の社会経済体制が置かれている国際的位置や国際的諸条件、そしてこの問題での欧米における経験と歴史的な到達点などを基準としなければならないと思われる。たとえば、ヨーロッパの経験から引き出される問題点の多く（賃金水準の引き下げ、失業問題、産業構造高度化の遅れ、低賃金部門の温存など）は、外国人労働者問題と直接結びつけるのではなく、将来のわが国の産業政策や雇用政策、労働時間短縮による雇用の創出、外国人労働者・居住者の増加に伴う外国人ならではの職場

の新たな創出（たとえば、自治体レベルにおける外国人担当窓口への外国人労働者の採用など）などのかかわりの中で解消すべきであると思われる。あるいは、特定地域への外国人の集中的居住化によるスラム街の形成の問題にしても、そこには受け入れ国側の要因が大きく作用していることも事実であり、採用時における雇用主への規制や労働組合の参加、あるいは自治体の住宅政策などあらゆる方策を通じた対応がなされるならば、ある程度の改善は可能であると思われる。多くの人々によって危惧されている、起こりうるさまざまな社会的差別や偏見などに関しては、イギリスの人種関係法やフランスの人種差別禁止法の成立と適用など⁸⁷⁾、まさに「教訓」とすべき事例がある。

すでにみたように、外国人労働者問題は、「多民族社会（国家）」であれ、「移民政策」であれ、長期的展望のもとで総合政策的観点から考察されなければならない。このことは、受け入れ範囲にしても体制のあり方にしても、問題を場当りの処理するならば、国内的にも国際的にも多くの困難や矛盾を生み出しかねないことを示唆している。この点で「望ましい解決の方向」は、外国人労働者と居住者の受け入れ国への帰化や民族的同化の強制ではなく、それぞれの民族の文化・伝統・言語・宗教などのアイデンティティを維持し、発展させることのできる「少数民族の形成」を前提とした多民族社会を実現することにあると思われる。人種・民族の違いを前提とした対等・平等の多民族国家への転換が、外国人労働者と居住者の受け入れに伴う諸問題を可能な限り解消してゆくための方向であり、ヨーロッパ諸国がこの問題でたどりついた歴史的到達点であると思われる。

注

- 1) わが国の外国人労働者問題の現状に関して、比較的まとまった文献として、以下のものがある。「特集・日本で働くアジアのひとびと」（新地平社『新地平』1986年9月号）、「在留外国人の諸問題」（日本評論社『法律時報』1987年6月号）、「特集・外国人労働者問題を考える」（入管協会『国際人流』第10号）、「外国人労働者問題の視点」（労働経済社『労働経済旬報』1988年4月上旬号）、「特集・外国人労働者の急増とその背景」（労働旬報社『労働法律旬報』1988

- 年4月下旬号),「ポイント特集・外国人労働者問題の現状」(総合労働研究所『季刊労働法』第147号),日本労働組合総評議会経済局『総評・調査月報』1988年4・5月号,「特集2・外国人労働者問題」(労働調査協議会『労働調査』1988年5月号),「特集・進む外国人雇用—その活用事件をみる」(労務行政研究所『労政時報』1988年5月号),「外国人労働者受入れのあり方」(有斐閣『ジュリスト』1988年6月1日号),「特集,移民・外国人労働者問題/世界と日本」(日本労働協会『日本労働協会雑誌』1988年8月),「特集・国際化と外国人労働者問題」(前掲,『季刊労働法』第149号)。
- 2) たとえば,小金芳弘「労働市場の1%を外国人に!」,鳴沢宏英「外国人労働は表門から秩序よく」(ともに,毎日新聞社『エコノミスト』1988年3月29日号)
 - 3) 法務省入国管理局「外国人労働者問題への対応」——入管法の改正を通して——1988年5月。
 - 4) 労働省職業安定局編「今後における外国人労働者受入れの方向」労務行政研究所 1988年3月26日。同『『外国人労働者問題に関する調査検討のための懇談会』における意見の中間的整理について』1988年9月26日。
 - 5) たとえば,法務省入国管理局によれば,次ページのように要約されている。
 - 6) 経済企画庁『経済白書』(昭和63年版)第2章第2節「進展する日本経済の国際化」および第3節「世界経済の中での日本の貢献」参照。
 - 7) 同上書 137ページ。
 - 8) 労働省「外国人労働者問題に関する調査検討のための懇談会 開催要綱」,同職業安定局雇用政策課『『外国人労働者問題に関する調査検討のための懇談会』における意見の中間的整理について」,なお,この「中間的整理」を中心とした問題状況については,吉免光顕「外国人労働者問題の検討状況と今後の対応」(前掲『季刊労働法』第149号所収)を参照されたい。
 - 9) 同上「中間的整理について」2ページ。
 - 10) 労働省「今後における外国人労働者受入れの方向」前掲 46ページ。
 - 11) 労働省『海外労働白書』(昭和63年版)日本労働協会 264—267ページ参照。
 - 12) 日建連「欧州元・下請関係等調査報告」〈抜粋〉,労働旬報社『労働法律旬報』1988年4月下旬号 101ページより引用。
 - 13) 駒井 洋「外国人労働者に人権の視点を」(毎日新聞社『エコノミスト』1988年4月19日号 60ページ)。
 - 14) 法務省 前掲資料 11~12ページ。
 - 15) 労働省「今後における外国人労働者受入れの方向」前掲 40ページ以降。
 - 16) 堀江 湛「外国人の就業の拡大と都政への影響」(国際化問題研究会報告書『世界に開かれた都市の形成へ向けて』東京都企画審議室 1988年6月,57~

単純労働者の入国問題に関する主な意見

単純労働者についても受入れてはどうかとするもの

- わが国の国際的受容性を高め、また対外摩擦の解消にも役立つことが期待されること。
- わが国において一定の分野には労働力不足が現に存在し、これを埋める日本人労働者を確保することが困難であること。
- わが国社会の国際化に貢献（外国人、異文化の接触等）。
- 経済格差がある限り外国人労働者の流入は不可避であり、これを不法就労者として取締りの対象とするだけでは問題の解決にならないこと。
- 現在の不法就労者問題を放置すれば、事態はさらに悪化、陰湿化、社会問題化、国際問題化し、アジアの中で孤立しかねないこと。
- 一定の範囲で正規に許可することにより、悪質な雇用主やブローカーからの搾取を防止できるようになること。
- ヒトの自由化が避けられない以上、西欧諸国の先例に学び、しかるべき対応策をとりつつ、徐々に門戸を開放すべきこと。

単純労働者の受入れは行うべきではないとするもの

- 日本の労働条件の低下、失業率の上昇を招き、労働市場の混乱も招きかねないこと。
- 低賃金による外国人労働者の搾取である、ダーティワークを外国人に押しつけているといった非難を受けかねず、新たな国際的摩擦の要因となる可能性があること。
- 犯罪率の増加は必至との危ぐ。
- 一部の職種の短期的労働者不足には役立つかもしれないが、結局大量の外国人労働者及びその家族の流入により、その子女の教育問題や街の一角のスラム化などに伴う膨大な社会コストが予想されること。
- 安易な導入は、人種的対立や偏見を醸成させかねず、日本人の意識の国際化が先決。
- 外国人労働者の受入れにより失業、社会的文化的摩擦等の諸問題に直面した西欧諸国の経験を他山の石とすべきこと。
- 今日の経済社会の発展をもたらした同質的な日本社会は軽々に変えるべきでないこと。
- 他国の救済のために外国人の失業者を受入れる必要はなく、発展途国に対する援助は、途上国自身における雇用機会の増大に資する経済協力や投資活動によるのが本筋であるべきであること。

（出所） 法務省入国管理局「外国人労働者問題への対応」p. 5～6。

ージ)。

- 17・18) 同上書 59ページ。神奈川県は、単純労働者の就労を認めない現段階の政府方針を批判したうえで、「現在不法就労している外国人労働者の人権を守るには『不法就労』の枠をはずすことが必要であり、……職種の制限を設けずに外国人労働者の受け入れを緩和すること」を提言している(研究部報告書『地球化時代の自治体——開放系社会にむけて——』神奈川県自治総合研究センター 1988年3月、第4章「地域と外国人」)参照。
- 19) 渡辺英俊「矛盾解決は不法状態からの脱却」(「KALABAW」(カラバオの会) No.7 1988年8月1日 8ページ)。
- 20) たとえば、アジアからの出稼ぎ労働者の救援団体の連絡組織である「アジア人労働者問題懇談会」は、7月には英文の手帳、“The Asian Worker's Handbook——A Guide to Living and Working in Japan”を、その後、日本語版の『アジア人出稼ぎ労働者手帳』(明石書店刊)を発行している。
- 21) 鬼束忠則「外国人労働者の保護に係わる法的問題点」(前掲『季刊労働法』第149号 所収)を参照。
- 22) 同上書 72ページ。
- 23) 山本繁綽「労働市場の開放について」(世界経済研究協会『世界経済評論』1987年5月号 所収)を参照。
- 24) 島田晴雄「構造調整 人の国際化がカギ」(日本経済新聞1988年2月4日付)、「官民で教育訓練の場を」(同、1988年8月15日付)などを参照。
- 25) たとえば、筆宝康之氏は、「当面策の柱は、単純労働のままの即戦力化ではなく、彼らの自立を助けるための途上国の若い労働力を熟練化する教育への協力」であるとして「現代日本勤工儉学」への協力を提起される(筆宝康之「外国人労働者の不法就労と導入問題——西欧諸国の経験からみた日本の選択——」立正大学経済学会編『経済学季報』第37巻第4号 158—159ページ)。
- 26) 『「研修」名目で働かす——スリランカ女性34人——』(毎日新聞 1988年2月13日付夕刊、および『「就労」との区別明確に——研修名目で低賃金労働——』(同紙 8月17日付)参照。
- 27) この点については、拙著『現代資本主義と外国人労働者』(大月書店 1986年)、第3章、第4節「西ドイツ労働組合の外国人労働者政策」を参照されたい。
- 28) 前掲「意見の中間的整理について」 2ページ。
- 29) 前掲『アジア人出稼ぎ労働者手帳』193ページ以下、「支援グループ一覧」を参照。
- 30) 「人の国際化を拒否するなら、モノやカネの国際化も拒否しなければならない。日本は外国人労働者を受け入れるか入れないかを議論している時ではない。

もはや、全面的に入ってくるのを阻止しえない段階にきているのである。……いずれは外国人労働者の家族も流入して、日本国内に発展途上国社会の飛び地ができるかもしれない。これに伴う問題を摩擦なしに解決し、彼らと共存する手だてを考える必要がある。これが真の人の国際化に通じる道である」(游仲勲「外国人労働者と共存の時」日本経済新聞 1988年5月13日付)。

- 31) 大沼保昭『『外国人労働者』導入論議に欠けるもの』——“多民族社会”日本の夢と憂鬱——『中央公論』1988年5月号 151ページ。
- 32) 同上書 155ページ。
- 33) 「残された道は、……今後数十年の間に、すこしずつ外国人を受け入れ、私たち自身を異民族との共生に慣らしていくことしかないのではないか。……ありうべき本格的な『多民族社会』日本は確かにバラ色の世界ではない。……私たちに求められているのは……異民族との共生のためにわれわれ自身を変えていこうという意志と、その意志を実現するための具体的な自己教育の施策の積み重ね、この二つをおいてない」(同上書 162ページ)。
- 34) 宮島 喬「都市社会と外国人労働者問題」(都政調査会『都市問題』1988年9月号)、「進行しつつある事態のなかで——外国人労働者問題をどう考えるか——」(『世界』岩波書店 1988年12月号)。
- 35) 桑原靖夫『『外国人労働』—日本で欠落している視点』毎日新聞社『エコノミスト』1988年9月13日号 17ページ。
- 36) 花見 忠「外国人労働者問題——移民政策の視点必要」(日本経済新聞 1988年10月21日付) 参照。
- 37) イギリスについては、石田玲子「イギリスにおける英連邦移民政策の展開」上、下(歴史学研究会編『歴史学研究』1988年7月号、8月号)、フランスについては、林 瑞枝「フランスの人種差別禁止法と表現の自由」(部落解放研究所『部落解放研究』1987年12月号)を参照されたい。